

令和7年第5回臨時会

南箕輪村議会会議録

南箕輪村議会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 7 年 1 0 月 9 日 (木曜日) 午前 8 時 5 9 分 開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第 1 号～議案第 3 号

提案～採決

○出席議員（9名）

1番	西	森	一	博	7番	百	瀬	輝	和
2番	都	志	今	朝一	8番	太	田	篤	己
3番	笹	沼	美	保	9番	唐	澤	由	江
4番	三	澤	澄	子	10番	原		源	次
6番	山	崎	文	直					

○欠席議員（1名）

5番 加藤 泰久

○説明のため出席した者

村長	藤	城	栄	文	健康医療課長	武	島	亮	子
副村長	田	中	俊	彦	福祉課長	山	崎		一
教育長	尾	形		浩	こども課長	武	井	香	織
総務課長	清	水	勝	宏	産業課長	有	賀	正	浩
危機管理課長	宮	下	裕	司	観光森林課長	有	賀	仁	志
地域づくり推進課長	高	橋	里	江	建設水道課長	武	井		厚
会計管理者	城	取	晴	美	教育次長	藤	澤		勇
財務課長	市	川	美	保	代表監査委員	加	藤		篤
住民環境課長	唐	澤		大					

○職務のため出席した者

議会事務局長	高	木	謙	治
議会事務局次長	日	戸	崇	志

会議のてんまつ

令和7年10月9日

午前8時59分 開会

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕おはようございます。

〔一同「おはようございます」〕御着席ください。〔一同着席〕

議長（笹沼 美保） お疲れさまです。

涼しくなってきた秋の夜長に、村の3大フェスティバルの一つである信州大芝高原イルミネーションフェスティバルが開催されております。一人でも多くの皆様に優しい癒やしの明かりを楽しんでいただきたいものです。

ただいまから、令和7年第5回南箕輪村議会臨時会を開会します。

会議に入る前に御報告します。5番、加藤泰久議員から、病氣療養のため欠席する旨の連絡がありました。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、3番、原源次議員、4番、三澤澄子議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題にします。

過日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

原議会運営委員長。

議会運営委員長（原 源次） おはようございます。議会運営委員長の報告をします。

本日招集されました令和7年第5回南箕輪村議会臨時会の会期日程等について、過日、議会運営委員会を開催し次のように決定しましたので、報告します。

本臨時会に付議された事件は、議案3件です。会期は本日10月9日限りといたします。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

議長（笹沼 美保） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、決定することに御異議ございませんか。

〔議場「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（笹沼 美保） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日10月9日限りに決定しました。

なお、本臨時会の日程は、お手元に配付の表のとおりです。

ここで村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） おはようございます。令和7年第5回議会臨時会を招集申し上げましたところ、多くの議員の御出席を賜り開催できますことにお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、本日の臨時議会ではありますが、寒冷地手当の廃止に伴う条例の改正や村バスの購入取得に伴う財産の取得についての審議をお願いいたします。

全議案、原案どおり可決いただくことをお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶と

させていただきます。

議長（笹沼 美保） 日程第3、議案の上程を行います。

議案第1号「南箕輪村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第1号「南箕輪村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定を踏まえ、村常勤一般職等の寒冷地手当を廃止するものです。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

清水総務課長。

総務課長（清水 勝宏） それでは、議案第1号「南箕輪村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、細部説明を申し上げます。

本案は、令和6年人事院勧告において、最新の気象データに基づく寒冷地手当の支給地域の見直しが行われ、本村が非支給地域となったことにより、同手当を廃止するものでございます。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきますので、議案4ページを御覧ください。

初めに第1条関係、南箕輪村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

特別職の職員で常勤の者の給与に関し、第1条給与の種類及び第2条給与の額について、それぞれ寒冷地手当を削除するものでございます。

続いて、5ページを御覧ください。

第2条関係、南箕輪村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

一般職の職員の給与に関し、第2条において給与の種類から寒冷地手当を削除し、6ページから7ページにおきまして、寒冷地手当に関する条項等を削除し、条ずれ等を整理するものでございます。

続いて、8ページを御覧ください。

第3条関係、南箕輪村企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてでございます。

企業職員の給与の種類及び基準に関し、寒冷地手当に関する条項を削除し、条ずれ等を整理するものでございます。

続いて、9ページを御覧ください。

第4条関係、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてでございます。

公益的法人等への職員の派遣等に関し、寒冷地手当に関する表記を削除するものでございます。

続いて、10ページを御覧ください。

第5条関係、南箕輪村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、第2条関係で御説明いたしました一般職の職員の給与に関する条例の一部改正による条ずれを整理するものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則についてでございます。

第1項としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2項は経過措置についてでございますが、第1号から第3号までは、それぞれ用語の意味を定めるものでございます。

第3項は、経過措置対象職員に対して、令和7年11月から令和8年3月までは月6,600円を、令和8年11月から令和9年3月までは月1万3,200円を減じた額を支給するものでございます。

第4項から第6項につきましては、心身の故障等による休職者や刑事事件に基づく休職者、その他村長が定める場合に該当する経過措置対象職員の寒冷地手当の額等を定めるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議長（笹沼 美保） 質疑なしと認めます。

議案第2号「令和7年度南箕輪村一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 議案第2号「令和7年度南箕輪村一般会計補正予算（第6号）」について、提案理由を申し上げます。

本案は、大芝公園に設置する防災用コンテナ型トイレに関わる経費、村営住宅の修繕費、子育て支援事業の利用増加に伴う委託料についての補正です。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ10万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億6,076万7,000円とするものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明いたしますので、よろしく御審議をいただき、御決定をお願いいたします。

議長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

市川財務課長。

財務課長（市川 美保） 議案第2号の細部説明を申し上げます。

補正予算書7ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出から御説明を申し上げます。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、0335子育て教育支援事業、12節委託料は、子育て短期利用事業についてショートステイ事業の利用希望が多く、本年度不足が見込まれます額を補正するものです。

8款土木費、4項都市計画費、2目公園費、0850大芝公園管理総務事務ですが、防災用コ

テナ型トイレ設置に係る補正となります。手数料と委託料は、設置に当たり建築確認申請のための経費で、申請手数料と申請に必要な図書作成委託料で、工事請負費は設置箇所の基礎工事に係る費用を計上するものです。

5項住宅費、1目住宅管理費、0830住宅管理事業は、村営住宅の入居者が施設に入所され、退去に伴い修繕が必要となり、計上するものです。委託料につきましては、退去に伴う不用品の処分委託料を計上しています。早期に次の入居準備が進められるよう、村が一旦立て替え、後ほど退去された方に支払っていただけることとなっております。

8ページにお進みいただき、14款予備費、1項予備費、1目予備費です。372万1,000円を減額して、歳入歳出額を調整させていただくものでございます。

6ページにお戻りいただきたいと思えます。

2、歳入をお願いします。

16款国庫支出金です。2項国庫補助金、3目民生費国庫補助金で、子ども・子育て支援交付金です。歳出で御説明しました0335事業、子育て教育支援事業の3分の1が国庫補助金となります。

17款県支出金、2項県補助金、3目民生費補助金、国庫補助金同様に0335事業の3分の1の額が県補助金となります。

以上、歳入の説明でございます。

以上で、議案第2号の細部説明とさせていただきます。

議長（笹沼 美保） 議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

7番、百瀬議員。

7番（百瀬 輝和） 7番、百瀬です。3点をお願いします。

7ページのところの公園費のところ、防災用テナ型トイレの確認申請の費用がもってあります。この件ですが、テナ型は私もちょっと認識不足でいけなかったんですが、移動式ということで、災害時は移動して使うということだったんで、確認申請は要らないのかなという思いがあって質問しなかったんですが、確認申請が要るというお話の中で、今回補正にもってあります。

この確認申請で、今回基礎を打ってそこに固定するんですが、それを今度災害時に移動するとき、また、移動した場所に確認申請が要るのか、別の申請が要るのか、何もしなくていいのかという質問が1点目です。

それと、この申請業務の委託なんですが、これはもう完成された物で来ていますので、メーカーに随意契約で確認を取っていただくのか、村がいつもやっている方法、指名競争入札、指名をして申請していただく業者を委託していくのかというのが2点目です。

3点目は、その答えを聞いて質問したいと思えます。よろしくをお願いします。2点で。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

有賀観光森林課長。

観光森林課長（有賀 仁志） それでは、百瀬議員の1、2についてお答えします。

移動式テナの関係は百瀬議員おっしゃったとおり、建築確認申請は最初要らないと思っていたんですけど、伊那建設のほうに確認したら要るという形になりました。移動場所の関係なんですけど、災害時には、基本的に建築確認申請は要らない可能性が出ます。

ただし、仮設建築物の申請が3か月以上同じところに置いておくが必要になってきますので、それは要するという形になりますので、御承知おきください。

その関係については、危機管理課のほうがどこに置くかということは考えておくという形になりますので、そのような形になります。

あとは2のほうで、2のほうについては、今、今回予算を乗っけたので、施工契約のほうはまだ立てておりませんが、担当課としてはエスエムテック、この前、備品として購入するという形で財産取得の願いをしたところで認めてもらったものについて、そこに随意契約の関係でいきたいと考えております。

以上です。

議 長（笹沼 美保） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（笹沼 美保） これで質疑を終わります。

議案第3号「財産の取得について」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤城村長。

村 長（藤城 栄文） 議案第3号「財産の取得について」、提案理由を申し上げます。

本案は、村公用車として使用するバス購入に伴い、財産を取得するため提案するものであります。

細部につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、決定をお願いいたします。

議 長（笹沼 美保） 細部説明を求めます。

市川財務課長。

財務課長（市川 美保） それでは、議案第3号の細部説明を申し上げます。

最初に、議案書2ページの説明資料を御覧ください。

令和7年度村バス購入業務に係る入札結果となります。

1の入会札日は、令和7年9月25日木曜日、午後3時です。

2の取得物品は、リース契約していたバス1台です。これを中途解約し、購入するものです。

3の契約の方法は、随意契約です。リース契約をしていました業者からの購入となり、特命随意契約となります。

4の落札業者は、長野市中御所218番地14、八十二オートリース株式会社、代表取締役、中村孝です。

5の落札金額は、992万3,770円です。

6の納入期限は、令和7年10月31日です。

1ページにお戻りいただき、1の取得の目的は公用車両であるバスの運用の利便性を向上させるため、購入するものです。

2の財産の種類は、車両、バスでございます。

以下につきましては、2ページの説明のとおりです。

以上、細部説明といたします。

議長（笹沼 美保） 議案第3号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

6番、山崎議員。

6番（山崎 文直） 6番、山崎です。

バスをいろんな団体等で研修だとか視察に行かれるために、運転手の都合等で今回このような処置になるという話を聞いておりますが、それはそれで歓迎するところであります。いろんな村内の団体で幅広く使えるということで良いと思っておりますが、私は、今回購入するというバスに何回か同乗させていただきましたが、今後、いろんな団体で使うということを考えると、かなり長距離だとか宿泊を伴うときに使われるということが予想されます。

そうしたときに、今回のこのバス、通常なら座席の上のところに荷物を置く棚がついてるんですが、今回のこのバスについては特にはないと思います。そういう意味で、宿泊を伴うような視察や研修ということを考えると、そういうものもできるならば新しくつけたほうがいいのかなどというふうに思いますし、そもそもこの1台に乗れる人数が、大人の方が乗ると足元が非常に狭いなというのを感じていました。ということで、例えば車種変更というのができるならば、それを検討したほうがいいのかなどというふうに思います。

その辺のところの考えがありましたらよろしくをお願いします。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水総務課長。

総務課長（清水 勝宏） ただいまの質問でございます。

現在、村のほうではバス使用の管理規定がございます。こちらにつきましては、基本的には村及び村の公共的団体が使用するというところで、使用の目的としましては、主に行事に対する送迎ですとか、そういったものを基本としているところでございます。

今回、今までの経過も見ましても、各団体に対する利用の中で研修事業というところで使用しているところもございますけれども、あくまでも基本は行事への参加ということで、1日6時間以内、片道250キロメートル以内というような規定もございますので、その中での利用ということで、今回リースから購入したバスを使っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（笹沼 美保） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

1番、西森議員。

1番（西森 一博） 1番、西森です。

そもそも最初にリースにしたこと自体がちょっと、んっという疑問符があるところなんです。最初から購入しておけばよいのかなと思ったところでもあります。いろんな各団体が使うという想定は大体見込まれていたわけで、リースにした理由としてお聞きしたいところと、リースから購入に切り替わることで差額等、最初に購入したほうが安かったのか、それとも、リースから購入に切り替えたことによって、ある程度増額してしまっているのかということをお聞きしたいです。

議長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

市川財務課長。

財務課長（市川 美保） 西森議員の御質問にお答えいたします。

村の公用車は今、バスも含めてですけれども、リースを基本としています。特殊な車両とか特殊な装置をつけるとかそういうもの以外については、費用の平準化ということでリースを基本にしておりますので、リース契約といたしました。

リースに係る利息分ですね、そういったものの分だけ少し購入よりも高くなるということで、これはあくまで残り、それを払っているということですので、特に高くなっているということはありません。

以上です。

議 長（笹沼 美保） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

7番、百瀬議員。

7 番（百瀬 輝和） 7番、百瀬です。1点お願いします。

バスが村民に対して使いやすくなるということは、すごく私は良いことだと歓迎するんですが、どうしてもバスだけあっても駄目なので、運転手さんの関係の今のお願している体制から、これを村が購入することによって運転手さんの契約方法も変わって、使いやすくなるのかどうかをちょっと伺いたいと思いますけど。

議 長（笹沼 美保） 答弁を求めます。

清水総務課長。

総務課長（清水 勝宏） ただいまの御質問でございますが、今年度につきましては、会計年度任用職員にバスの運転手のほうを対応させていただいております。と言いますのは、村内の昨年までお願いしておりました事業者のほうで対応できないところの中で、会計年度任用職員をお願いをしているところでございます。

ただ、今後、その会計年度任用職員の方も含めて、そういった事業者で対応できるところがございましたら、そちらのほうとも検討をいたしまして、事業者にも運転業務の委託というようなことも考えて進めていきたいとそうように思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議 長（笹沼 美保） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

議 長（笹沼 美保） これで質疑を終わります。

議案に対する討論、採決を行います。

議案第1号「南箕輪村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議 長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号「令和7年度南箕輪村一般会計補正予算（第6号）」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号「財産の取得について」の討論を行います。

討論はございませんか。

〔討論なし〕

議長（笹沼 美保） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（笹沼 美保） 全員起立です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

ここで、村長の挨拶を求めます。

藤城村長。

村長（藤城 栄文） 慎重な御審議によりまして、全議案、原案どおりお認めをいただきまして誠にありがとうございました。

お礼を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（笹沼 美保） 以上をもちまして、令和7年第5回南箕輪村議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

事務局長（高木 謙治） 御起立願います。〔一同起立〕礼。〔一同礼〕

閉会 午前9時28分

会議の経過の記載に相違なきことを証するためにここに署名する。

南箕輪村議会議長

南箕輪村議会議員

南箕輪村議会議員